

10 第31条の8

第31条の8 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管その他の設備は、第31条の2から第31条の6までの位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するよう適正に維持管理されたものでなければならない。

本条は、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管等の設備（以下「タンク等」という。）に係る基準維持規定である。タンク等は技術基準に適合するように、適時点検、補修等を行う必要がある。なお、消防法で規定されている点検記録の保存等許可施設同等の措置をする必要はない。